

# ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラムホームページ等管理運営規約

## (総則)

第1条 ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラムホームページ等管理運営規約（以下「本規約」という。）は、静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課（以下「事務局」という。）が運営する「ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラムホームページ」及びその SNS ページ（以下「本システム」という。）の管理運営について定める。

## (設置目的)

第2条 「ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラム」会員の持つ森林・林業に関する先端技術に関する情報を会員間で共有することにより、静岡県における森林・林業イノベーションを推進することを目的とする。

## (情報提供者)

第3条 本規約の「情報提供者」とは、本規約に同意し、事務局の定める手続に従い情報の登録を申し込み、事務局が承認した個人、法人及びその法人に属する者をいう。

## (情報提供者の禁止行為)

第4条 情報提供者の次に該当する情報並びに行為は、禁止する。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 法令に違反すること
- (3) 他の情報提供者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の情報提供者又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 本システムの運営を妨害する行為

## (情報の公開料)

第5条 情報の公開に伴う経費に係る、情報提供者の負担は無料とする。

## (情報の登録等)

第6条 情報提供者は、本システムに掲載を希望するときは、最新かつ正しい内容を別紙により登録申請するものとする。

- 2 登録した情報を常に最新の内容に維持するために、情報提供者は登録した情報が変更或いは失効が発生したときは、速やかに変更申請或いは取消申請を行う。
- 3 事務局は、情報登録等（変更、取消を含む。）の申請があったときは、第4条の禁止事項に照らして内容を確認し、適正と認めたときは速やかに手続きを行う。

## (登録の取消し)

第7条 事務局は、情報提供者が本システムに登録している全ての情報について、次のいずれかに該当する場合は、情報提供者の承諾なく削除することができることとする。

- (1) 登録された情報が第4条に定める禁止事項に該当すると事務局が判断した場合
- (2) その他事務局が不相当と判断した場合

(システムの変更・中断、終了)

第8条 事務局は、本システムを管理運営するサーバーの定期保守、更新の場合に、情報提供者の承諾を得ることなく本システム全部又はその一部を変更し、又は中断することができる。

- 2 次に該当する場合は、事務局は情報提供者への通知なく本システムを終了する場合がある。
  - (1) 本システムを管理運営するサーバーの火災、停電、天災などの不測の事態により、情報提供が困難であると判断した場合
  - (2) 本システムの目的が達成されたと判断した場合
- 3 事務局は、本システムによるサービスを変更し、中断し、一時中断し、終了した場合であっても、情報提供者又は第三者に対していかなる責任も負わない。

(事務局の責任の制限)

第9条 事務局は、情報提供者が本システムを利用して情報提供を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、賠償責任を負わない。

- 2 事務局は、情報提供者が提供した情報の正確性、有用性等については一切責任を負わない。
- 3 情報提供者が発信した情報に関連して生じたすべてのクレーム及び請求については、情報提供者の責任で解決するものとする。
- 4 情報提供者は、事務局に対して当該情報を日本の国内外において無償で非独占的に使用する権利の承諾をしたものとみなす。

(規約の変更)

第10条 事務局は、情報提供者への通知なく本規約を適宜変更できるものとする。情報提供者への本規約の変更の通知は、本システム上で変更を告示する。なお、情報提供者は、本システムを引き続き使用することにより規約変更承諾したとみなす。

附 則

この規約は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月31日から施行する。